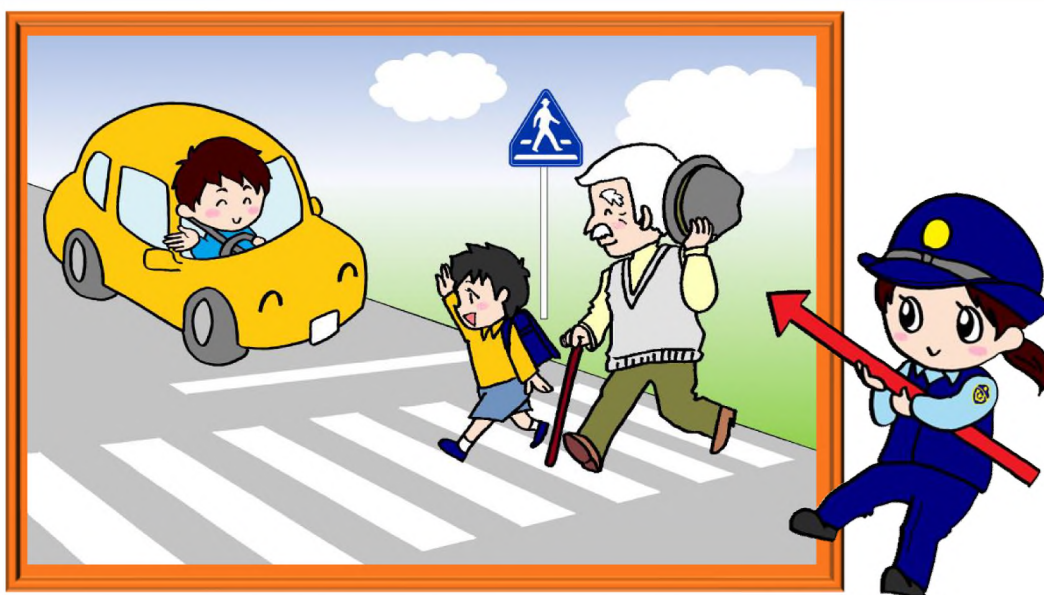




信号機のない横断歩道では手で合図 ハンドサインでストップ運動



中標津警察署管内は信号機のない横断歩道が多くあります。
車が来ていたら、「手を上げる」などの合図をして、横断する意思表示をしましょう！
また、横断中も車が来ていないか、周囲の安全をよく確認し、交通事故に巻き込まれないようにしましょう！

～ドライバーの方へ～

●このような標識や白いひし形の表示(ダイヤモンド)が見えたら・・・

前方に横断歩道があるという標識・標示です。
速度を落としていつでも停止できるようにしましょう。
歩行者がいた場合、必ず一時停止をし、道を譲りましょう。



●もしも一時停止しなかったら・・・

「横断歩行者等妨害等」の違反となってしまいます。
違反点数は2点、反則金は9,000円(普通車)です。



中標津警察署のホームページはこちらからアクセス→





警察だけど、
君、自転車のルール知らないの？
それ違反だから罰金5,000円払って

それ、**詐欺**です！

**警察官がその場で反則金を
受け取ることはありません！**



交通反則通告制度を悪用した詐欺が全国各地で発生しています。
道内でも、上記のような事案がありました。
警察官が違反の現場で反則金を徴収することは絶対にありません。
反則金は、仮納付書を警察官から受け取り、金融機関で納めます。

注意

CAUTION

- その場で現金を要求されたら**詐欺**です！
- 現金を渡さないでください！
- 現金を要求されたら**110番通報**を！

